

調査計画

1 調査の名称

国民生活基礎調査

(3年ごとの大規模な調査(以下「大規模調査」という。)及びその中間年の簡易な調査(以下「簡易調査」という。)から構成される。)

2 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (■個人 ■世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

後記4(2)を参照

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 大規模調査

① 世帯票・健康票 約27万7千世帯(約66万1千人)

(母集団約5,583万世帯(約1億2,614万6千人))

② 介護票 約6千人(母集団約66万1千人)

③ 所得票・貯蓄票 約5万世帯(約12万人)

(母集団約27万7千世帯(約66万1千人))

イ 簡易調査

① 世帯票 約5万5千世帯(約13万2千人)

(母集団約5,583万世帯(約1億2,614万6千人))

② 所得票 約1万3千世帯(約3万人)

(母集団約5万5千世帯(約13万2千人))

(注) 本調査は、調査対象として選定した標本調査区内の全ての世帯及び世帯員に対する調査として行うもの

であり、当該調査区内の世帯及び世帯員の状況で報告者数が変動する。したがって、本計画における報告者数は、報告が得られると見込まれる世帯及び世帯員数を記載している。

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

ア 大規模調査

- ①世帯票・健康票 令和2年国勢調査調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員
- ②介護票 世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した2,500地区内のすべての介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者
- ③所得票・貯蓄票 世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員(ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く)

イ 簡易調査

- ①世帯票 令和2年国勢調査調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯及び世帯員。
- ②所得票 世帯票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員。

(3) 報告義務者

報告義務者は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

調査票	報告義務者
世帯票及び貯蓄票	世帯主(世帯主が報告できないときは、その他の世帯員)
健康票及び所得票	世帯員
介護票	介護保険法に基づく要介護者及び要支援者(要介護者及び要支援者が報告できないときは、その他の世帯員)

(注) 調査計画の以下の記載においては、報告義務者を「世帯」と総称する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

厚生労働大臣が別に定める調査票(大規模調査は世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票、簡易調査は世帯票及び所得票)により、次のとおり行う。

ア 大規模調査

① 世帯票

一 世帯に係る事項

- (ア) 世帯員数等
- (イ) 世帯を離れている方の状況
- (ウ) 住居の種類
- (エ) 室数及び床面積
- (オ) 5月中の家計支出総額等

二 世帯員に係る事項

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 公的年金・恩給の受給状況
- (ク) 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）
- (ケ) 手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）
- (コ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (サ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）
- (ス) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (セ) 1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）
- (ソ) 就業開始時期（15歳以上の者のみ）
- (タ) 仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）
- (チ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）
- (ツ) 就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）

② 健康票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 入院・入所の状況
- (エ) 自覚症状の有無、その症状及び治療状況
- (オ) 通院・通所の状況・傷病名

- (カ) 日常生活への影響（6歳以上の者のみ）
- (キ) 普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）
- (ク) 健康状態（6歳以上の者のみ）
- (ケ) 日常生活における機能制限（6歳以上の者のみ）
- (コ) 悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）
- (サ) 平均睡眠時間（12歳以上の者のみ）
- (シ) 休養充足度（12歳以上の者のみ）
- (ス) こころの状態（12歳以上の者のみ）
- (セ) 飲酒の状況（20歳以上の者のみ）
- (ソ) 喫煙の状況（20歳以上の者のみ）
- (タ) 健康のため実行している事柄（20歳以上の者のみ）
- (チ) 健診等の受診状況（20歳以上の者のみ）
- (ツ) がん検診の状況（20歳以上の者のみ）

③ 介護票

- (ア) 調査票の回答者
- (イ) 介護が必要な者の性別と出生年月
- (ウ) 要介護度の状況
- (エ) 介護が必要となった原因
- (オ) 主な介護者の介護時間
- (カ) 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容
- (キ) 介護サービスの利用状況
- (ク) 介護サービスの費用
- (ケ) 介護費用の負担力
- (コ) 介護サービスを受けていない理由
- (サ) 65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階

④ 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金
- (カ) 仕送り金額

(キ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

⑤ 貯蓄票

(ア) 貯蓄現在高

(イ) 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由

(ウ) 借入金残高

イ 簡易調査

① 世帯票

一 世帯に係る事項

(ア) 世帯員数等

(イ) 5月中の家計支出総額

二 世帯員に係る事項

(ア) 最多所得者

(イ) 世帯主との続柄

(ウ) 性

(エ) 出生年月

(オ) 配偶者（夫又は妻）の有無

(カ) 医療保険の加入状況

(キ) 傷病の状況

(ク) 公的年金・恩給の受給状況

(ケ) 教育（15歳以上の者のみ）

(コ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）

(サ) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）

(シ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

② 所得票

(ア) 性

(イ) 出生年月

(ウ) 所得の種類別金額

(エ) 課税等の状況別金額

(オ) 企業年金・個人年金等の掛金

(カ) 仕送り金額

(キ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

核市にあつては、市長）が設置する。

イ 調査の方法

- ① 調査員（特別の事情による場合は指導員）が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布する。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員（特別の事情による場合は指導員）に記入済み調査票を提出する、又は、政府統計共同利用システムにより回答する。

なお、調査員が調査票を回収する場合、貯蓄票については密封回収とし、健康票及び所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求める。

ウ 世帯から提出された調査票並びに調査員が作成した調査地区要図及び調査世帯名簿等の取扱い

前記イ②により世帯から提出された調査票、前記ア②③により調査員及び指導員が作成等した調査地区要図及び調査世帯名簿その他の付属書類（以下「調査世帯名簿等」という。）について、以下のとおり処理する。

《調査員及び指導員から提出された場合》

- ① 保健所長は、調査員及び指導員から提出された世帯票、健康票及び介護票、調査世帯名簿等を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあつては、市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ② 保健所を設置する市（区）の市（区）長は、前記①のただし書により提出された調査票及び調査世帯名簿等を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ③ 福祉事務所長は、調査員及び指導員から提出された所得票及び貯蓄票、調査世帯名簿等を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所長にあつては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあつては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ④ 市（区）長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記③のただし書により提出された調査票及び調査世帯名簿等を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、前記①から④により提出された調査票及び調査世帯名簿等を審査整理し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。また、都道府県知事は、調査世帯

名簿及び調査地区要図の副本を1年間保存するものとする。

《政府統計共同利用システムにより提出された場合》

- ① 保健所長は、世帯が政府統計共同利用システムにより提出した世帯票、健康票及び介護票を、都道府県知事が定める期限までに審査整理しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあつては、市（区）長が定める期限までに審査整理するものとする。
- ② 保健所を設置する市（区）の市（区）長は、前記①のただし書により保健所が審査整理を終えた調査票を、都道府県知事が定める期限までに整理しなければならない。
- ③ 福祉事務所長は、世帯が政府統計共同利用システムにより提出した所得票及び貯蓄票を、都道府県知事が定める期限までに審査整理しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所長にあつては市（区）長が定める期限までに、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあつては、町村長が定める期限までに審査整理するものとする。
- ④ 市（区）長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記③のただし書により福祉事務所が審査整理を終えた調査票を、都道府県知事が定める期限までに整理しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、前記①から④により審査整理を終えた調査票を、厚生労働大臣が定める期限までに審査整理しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する。

(直近の大規模調査実施年：令和4年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 大規模調査

① 調査票の配布^(注1)

i) 世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日までに配布する。

ii) 所得票及び貯蓄票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日までに配布する。

(注1) 具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。

② 調査票の提出期限

i) 世帯は、以下の期限までに調査票を提出する。

a 世帯票、健康票及び介護票^(注2)

- ・調査員又は指導員に提出する場合 6月中旬まで
- ・オンラインで提出する場合 6月下旬まで
- ・郵送で厚生労働大臣に提出する場合 7月中旬まで

(注2) 具体的な調査員又は指導員への提出期日及びオンラインでの提出期日については、調査実施年ごとに保健所長が定め、郵送での提出期限は調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。

b 所得票及び貯蓄票^(注3)

- ・調査員又は指導員に提出する場合 7月下旬まで
- ・オンラインで提出する場合 8月上旬まで
- ・郵送で厚生労働大臣に提出する場合 8月中旬まで

(注3) 具体的な調査員又は指導員への提出期日及びオンラインでの提出期日については、調査実施年ごとに福祉事務所長が定め、郵送での提出期限は調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。

ii) 調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収した場合は、定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する。

iii) 都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の8月中旬とする(具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。)

イ 簡易調査

① 調査票の配布^(注4)

- i) 世帯票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日までに配布する。
- ii) 所得票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日までに配布する。

(注4) 具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。

② 調査票の提出期限

i) 世帯は、以下の期限までに調査票を提出する。

a 世帯票^(注5)

- ・調査員又は指導員に提出する場合 6月中旬まで
- ・オンラインで提出する場合 6月下旬まで
- ・郵送で厚生労働大臣に提出する場合 7月中旬まで

(注5) 具体的な調査員又は指導員への提出期日及びオンラインでの提出期日については、調査実施年ごとに保健所長が定め、郵送での提出期限は調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。

b 所得票^(注6)

- ・調査員又は指導員に提出する場合 7月下旬まで

調査票等	保存期間	保存責任者
記入済み調査票 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	政策統括官で取得した日の属する年度の翌年度の始期から1年 永年	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室長 厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし

2024(令和6)年 国民生活基礎調査【世帯票】 結果表一覧

【年次推移】

- 第 1 表 世帯数－構成割合，世帯人員・年次別
- 第 2 表 世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 3 表 世帯数－構成割合，世帯業態・年次別
- 第 4 表 世帯数－構成割合，世帯類型・年次別
- 第 5 表 単独世帯数，世帯主の性・年次別
- 第 6 表 世帯数－構成割合，地域ブロック・年次別
- 第 7 表 平均世帯人員，年次別
- 第 8 表 世帯人員－構成割合，医療保険加入状況・年次別
- 第 9 表 公的年金-恩給受給者数－受給割合，性・年次別
- 第 10 表 夫婦ともに60歳以上－65歳以上の夫婦組数－構成割合，公的年金-恩給受給の有無・年次別
- 第 11 表 世帯数－指数－全世界帯に占める割合，全世界帯－高齢者世帯・年次別
- 第 12 表 高齢者世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 13 表 高齢者世帯数－構成割合，世帯業態・年次別
- 第 14 表 世帯数－構成割合－平均児童数，児童の有－児童数－無・年次別
- 第 15 表 65歳以上の者のいる世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 16 表 65歳以上の者のみの世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 17 表 65歳以上の者の数－構成割合，家族形態・年次別

【基本項目】

- 第 18 表 世帯数，世帯人員・世帯類型・世帯構造別
- 第 19 表 世帯数，世帯構造・市郡・世帯業態別
- 第 20 表 世帯数，世帯類型・市郡・世帯業態別
- 第 21 表 世帯数，世帯種・市郡・世帯類型別
- 第 22 表 世帯数，世帯人員・市郡・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 23 表 世帯数，世帯構造・市郡・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 24 表 世帯数，世帯人員・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 25 表 世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 26 表 世帯数，世帯構造・市郡・有業者構成別
- 第 27 表 世帯数，世帯人員・世帯業態・有業人員別
- 第 28 表 世帯数，有業人員・世帯類型・世帯人員別
- 第 29 表 世帯数－全世界帯に占める割合－平均世帯人員－平均有業人員－仕事ありの者がいる世帯の割合－平均家計支出額，各種世帯別
- 第 30 表 世帯数，地域ブロック・世帯人員別
- 第 31 表 世帯数，地域ブロック・世帯構造別
- 第 32 表 世帯数，地域ブロック・世帯類型別
- 第 33 表 世帯数，地域ブロック・世帯業態別

【平均世帯人員・平均有業人員】

- 第 34 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率，世帯人員・世帯業態別
- 第 35 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率，世帯人員・世帯構造別
- 第 36 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率，世帯人員・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 37 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率，世帯人員・市郡別
- 第 38 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率，世帯人員・世帯類型別

【家計支出の状況】

- 第 39 表 世帯数，世帯人員・世帯構造・家計支出額（5万円階級）別
- 第 40 表 世帯数，世帯人員・世帯類型・家計支出額（5万円階級）別
- 第 41 表 世帯数，世帯人員・世帯主の年齢（5歳階級）・家計支出額（5万円階級）別
- 第 42 表 世帯数，世帯人員・世帯業態・家計支出額（5万円階級）別
- 第 43 表 世帯数，世帯人員・世帯種・家計支出額（5万円階級）別
- 第 44 表 世帯数，世帯人員・市郡・家計支出額（5万円階級）別
- 第 45 表 1世帯当たり平均家計支出額，世帯人員・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 46 表 1世帯当たり平均家計支出額，世帯構造・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 47 表 1世帯当たり平均家計支出額，世帯人員・世帯類型別
- 第 48 表 1世帯当たり平均家計支出額，世帯人員・世帯業態別

【公的年金－恩給の状況】

- 第 49 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数，世帯構造・世帯業態別
- 第 50 表 世帯人員，公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給受給状況（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 51 表 公的年金-恩給受給者数，世帯主との続柄・性・年齢（5歳階級）別
- 第 52 表 世帯人員（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・公的年金加入状況・年齢（5歳階級）・性別
- 第 53 表 同居の夫婦組数，夫の仕事の有無・夫の公的年金加入状況・妻の仕事の有無・妻の公的年金加入状況別

【世帯人員】

- 第 54 表 世帯人員，配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 55 表 世帯人員，医療保険加入状況・性・年齢（5歳階級）別
- 第 56 表 世帯人員，経済上の地位・性・年齢（5歳階級）別
- 第 57 表 世帯人員（15歳以上），就業状況・配偶者の有無・年齢（5歳階級）・性別
- 第 58 表 世帯人員（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・配偶者の有無・年齢（5歳階級）・性別
- 第 59 表 世帯人員（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・教育・年齢（5歳階級）・性別
- 第 60 表 世帯人員（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（5歳階級）・教育（卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級（再掲））・性別
- 第 61 表 世帯人員（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5歳階級）・性別

【傷病者のいる世帯】

- 第 62 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・世帯構造別
- 第 63 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・世帯類型別
- 第 64 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・世帯業態別
- 第 65 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・世帯主の性・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 66 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・家計支出額（5万円階級）別
- 第 67 表 世帯数－傷病人員－傷病者のいる世帯の1世帯当たり平均傷病人員，傷病者の有無・世帯種別
- 第 68 表 世帯人員，傷病の有－傷病の状況（複数回答）－無・性・世帯構造別
- 第 69 表 世帯人員，傷病の有－傷病の状況（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）別

【高齢者世帯・母子世帯・父子世帯】

- 第 70 表 高齢者世帯数，世帯主の年齢（5歳階級）・公的年金-恩給受給の有無・世帯業態別
- 第 71 表 高齢者世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－無別
- 第 72 表 高齢者世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 73 表 母子世帯数，母の仕事の有－勤めか自営かの別－無・母の年齢（10歳階級）別
- 第 74 表 父子世帯数，父の仕事の有－勤めか自営かの別－無・父の年齢（10歳階級）別

【児童のいる世帯】

- 第 75 表 児童のいる世帯数－平均児童数, 児童数・市郡別
- 第 76 表 児童のいる世帯数－平均児童数, 児童数・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 77 表 児童のいる世帯数－平均児童数, 児童数・世帯構造別
- 第 78 表 児童のいる世帯数, 世帯主の年齢（5歳階級）・世帯業態・児童数別
- 第 79 表 児童のいる世帯数, 世帯主の年齢（5歳階級）・市郡・児童数別
- 第 80 表 児童のいる世帯数, 末子の父母の就業状況・世帯構造・児童数別
- 第 81 表 児童のいる世帯数, 末子の父母の就業状況・世帯構造・末子の年齢階級別
- 第 82 表 児童のいる世帯数, 末子の母の年齢（5歳階級）・児童数・末子の母の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 83 表 児童のいる世帯数, 末子の母の年齢（5歳階級）・末子の母の仕事の有無・末子の年齢階級別

【65歳以上の者のいる世帯】

- 第 84 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・公的年金-恩給受給の有無・有業人員別
- 第 85 表 65歳以上の者のいる世帯数, 65歳以上の者（高齢者）の構成・市郡・世帯業態別
- 第 86 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・市郡・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 87 表 65歳以上の者のみの世帯数, 世帯構造・世帯業態別
- 第 88 表 65歳以上の夫婦のみの世帯数, 夫の年齢（5歳階級）・妻の年齢（5歳階級）別
- 第 89 表 65歳以上の者の数, 性・配偶者の有無・市郡・家族形態別
- 第 90 表 65歳以上の者の数, 性・配偶者の有無・家族形態・年齢（5歳階級）別
- 第 91 表 65歳以上の者の数, 仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・世帯構造別
- 第 92 表 75歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・公的年金-恩給受給の有無・有業人員別
- 第 93 表 75歳以上の者の数, 性・配偶者の有無・市郡・家族形態別

【その他】

- 第 94 表 同居の夫婦組数, 夫の年齢（10歳階級）・夫の教育・妻の年齢（10歳階級）・妻の教育別
- 第 95 表 同居児童ありの父母の者数（15歳以上）, 仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・父母・末子の年齢階級別

2024（令和6）年 国民生活基礎調査【所得票】 結果表一覧

【年次推移】

- 第 1 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 2 表 世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別
- 第 3 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 4 表 当該所得のある世帯数の構成割合，年次・所得の種類別
- 第 5 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，年次・所得の種類別
- 第 6 表 1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額，所得五分位階級・年次別
- 第 7 表 所得五分位値－中央値，年次別
- 第 8 表 1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額，世帯主の年齢（10歳階級）・年次別
- 第 9 表 1世帯当たり平均所得金額，世帯業態・年次別
- 第 10 表 1世帯当たり平均所得金額，世帯構造・年次別
- 第 11 表 1世帯当たり平均所得金額－平均等価可処分所得金額，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・年次別
- 第 12 表 高齢者世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 13 表 高齢者世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別
- 第 14 表 高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 15 表 公的年金-恩給を受給している高齢者世帯数の構成割合，公的年金-恩給の総所得に占める割合・年次別
- 第 16 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 17 表 児童のいる世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別
- 第 18 表 児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 19 表 有業者（15歳以上）1人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年次別
- 第 20 表 世帯数の構成割合，生活意識・年次別

【所得の状況】

- 第 21 表 世帯数の相対度数分布－1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額－中央値－平均所得金額以下の世帯の割合，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯－標準4人世帯・所得金額階級別
- 第 22 表 世帯数，世帯人員・所得金額階級別
- 第 23 表 世帯数，世帯業態・所得金額階級別
- 第 24 表 世帯数，世帯構造・所得金額階級別
- 第 25 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得金額階級別
- 第 26 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 27 表 世帯数，市郡・所得金額階級別
- 第 28 表 世帯数，地域ブロック・所得金額階級別
- 第 29 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- 第 30 表 世帯数，所得五分位階級・世帯業態別
- 第 31 表 世帯数，所得五分位階級・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 32 表 世帯数，所得五分位階級・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 33 表 世帯数，世帯人員・有業人員・所得五分位階級別
- 第 34 表 世帯数，世帯種・世帯人員・所得五分位階級別

【平均所得金額】

- 第 35 表 平均所得金額－平均有業人員，世帯人員別
- 第 36 表 平均所得金額－平均世帯人員，有業人員別
- 第 37 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯業態別
- 第 38 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別
- 第 39 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 40 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，市郡別
- 第 41 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，地域ブロック別
- 第 42 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 43 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，最多所得者の年齢（10歳階級）別
- 第 44 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，所得五分位階級別

【所得の種類】

- 第 45 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・当該所得の総所得に占める割合別
- 第 46 表 世帯数，基礎的所得の種類・所得五分位階級・基礎的所得の割合別
- 第 47 表 世帯数，基礎的所得の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得五分位階級別
- 第 48 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・世帯業態別
- 第 49 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・世帯構造別
- 第 50 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得五分位階級別
- 第 51 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・世帯主の年齢（10歳階級）・所得五分位階級別
- 第 52 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，所得の種類・世帯業態別
- 第 53 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯業態別
- 第 54 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，所得の種類・世帯構造別
- 第 55 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯構造別
- 第 56 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，所得の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 57 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 58 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，所得の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 59 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 60 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，所得の種類・所得五分位階級別
- 第 61 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・所得五分位階級別

【可処分所得】

- 第 62 表 世帯数, 世帯人員・可処分所得金額階級別
- 第 63 表 世帯数, 有業人員・可処分所得金額階級別
- 第 64 表 世帯数, 世帯業態・可処分所得金額階級別
- 第 65 表 世帯数, 世帯構造・可処分所得金額階級別
- 第 66 表 世帯数, 世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・可処分所得金額階級別
- 第 67 表 世帯数, 世帯主の年齢（10歳階級）・可処分所得金額階級別
- 第 68 表 世帯数, 地域ブロック・可処分所得金額階級別
- 第 69 表 世帯数, 世帯種・可処分所得金額階級別
- 第 70 表 世帯数, 世帯主の年齢（10歳階級）・世帯人員1人当たり可処分所得金額階級別
- 第 71 表 世帯数, 世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・可処分所得の総所得に占める割合別
- 第 72 表 世帯数, 世帯人員・可処分所得の総所得に占める割合別
- 第 73 表 1世帯当たり平均可処分所得金額, 世帯人員・所得五分位階級別

【家計支出の状況】

- 第 74 表 世帯数, 家計支出額階級・世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 75 表 世帯数, 家計支出額階級・世帯主の年齢（10歳階級）・可処分所得金額階級別

【公的年金・恩給の状況】

- 第 76 表 世帯人員（20歳以上）1人当たり平均所得金額, 公的年金加入状況・所得の種類別
- 第 77 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額, 所得五分位階級・世帯構造別
- 第 78 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数, 公的年金-恩給の総所得に占める割合・市郡・所得五分位階級別
- 第 79 表 世帯人員（15歳以上）, 年齢（5歳階級）・性・公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給額階級－無別
- 第 80 表 公的年金-恩給を受給している世帯人員（15歳以上）, 教育・性・公的年金-恩給額階級別

【所得者・稼働者の状況】

- 第 81 表 稼働所得のある世帯数，世帯業態・世帯構造・稼働者構成別
- 第 82 表 世帯数，世帯業態・所得者構成別
- 第 83 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得者構成別
- 第 84 表 世帯数，所得五分位階級・所得者構成別
- 第 85 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・世帯構造・所得者構成別
- 第 86 表 世帯数－児童のいる世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・所得者構成別
- 第 87 表 世帯数，最多所得者の総所得に占める割合・所得金額階級別
- 第 88 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・最多所得者の総所得に占める割合別
- 第 89 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・稼働者構成－稼働者なし別
- 第 90 表 有所得者数（15歳以上）－児童のいる世帯の有所得者数（15歳以上），所得者構成・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 91 表 有業人員（15歳以上）－児童のいる世帯の有業人員（15歳以上），稼働者構成・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 92 表 有業人員（15歳以上），勤めか自営かの別－勤め先での呼称・配偶者の有無・性・所得金額階級別
- 第 93 表 役員以外の雇用者数（15歳以上），勤め先での呼称・教育・性・年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 94 表 有所得者 1 人当たり平均所得金額，所得の種類・性・年齢（5歳階級）別
- 第 95 表 有業者（15歳以上） 1 人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 96 表 役員以外の雇用者（15歳以上） 1 人当たり平均所得金額，教育・勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 97 表 有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別

【65歳以上の者のいる世帯】

- 第 98 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯業態・所得金額階級別
- 第 99 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯構造・所得金額階級別
- 第 100 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯人員・有業人員・所得五分位階級別
- 第 101 表 65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別
- 第 102 表 65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額－平均有業人員，夫婦の年齢階級別
- 第 103 表 65歳以上の者のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額，世帯構造・所得の種類別
- 第 104 表 65歳以上の者のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額，世帯構造・所得五分位階級別
- 第 105 表 65歳以上の者のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額，所得五分位階級・世帯業態別

【高齢者世帯】

- 第 106 表 高齢者世帯数，公的年金-恩給の総所得に占める割合・所得金額階級別
- 第 107 表 高齢者世帯数，所得五分位階級・可処分所得の総所得に占める割合別

【児童のいる世帯】

- 第 108 表 児童のいる世帯数，児童数・有業人員・所得五分位階級別
- 第 109 表 児童のいる世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 110 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別
- 第 111 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員－平均児童数，市郡別
- 第 112 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 113 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，児童の有－児童数－無別
- 第 114 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，末子の年齢階級別
- 第 115 表 児童のいる世帯の有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 116 表 1 世帯当たり平均所得金額－全世帯の平均所得金額を100としたときの指数，児童の有無・世帯業態別
- 第 117 表 児童のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額，世帯業態・所得五分位階級別

【課税等の状況】

- 第 118 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯人員別
- 第 119 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯業態別
- 第 120 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 121 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 122 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・所得五分位階級別
- 第 123 表 世帯数，世帯業態・拠出金の有－拠出金額階級－無別
- 第 124 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・拠出金の有－拠出金額階級－無別
- 第 125 表 世帯数，所得五分位階級・拠出金の有－拠出金額階級－無別
- 第 126 表 世帯数，課税の状況・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得金額階級別
- 第 127 表 世帯数，課税の状況・世帯業態別
- 第 128 表 世帯数，課税の状況・所得五分位階級別
- 第 129 表 世帯数，課税の状況・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 130 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得税額階級別
- 第 131 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・住民税額階級別
- 第 132 表 世帯数，世帯業態・社会保険料額階級別
- 第 133 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・社会保険料額階級別
- 第 134 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・社会保険料額階級別
- 第 135 表 世帯数，所得五分位階級・社会保険料額階級別
- 第 136 表 社会保険料のある世帯の 1 世帯当たり平均社会保険料額－総所得に占める割合，世帯主の年齢（10歳階級）・社会保険料の種類別
- 第 137 表 社会保険料のある世帯の 1 世帯当たり平均社会保険料額－総所得に占める割合，所得五分位階級・社会保険料の種類別
- 第 138 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・固定資産税額階級別
- 第 139 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・固定資産税額階級別

【生活意識の状況】

- 第 140 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，生活意識別
- 第 141 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・生活意識別
- 第 142 表 世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・生活意識別
- 第 143 表 65歳以上の者のいる世帯数，生活意識・世帯構造別
- 第 144 表 高齢者世帯数，世帯主の公的年金-恩給受給の有－公的年金受給の種類（複数回答）－無・生活意識別
- 第 145 表 世帯数，児童の有－児童数－無・所得五分位階級・生活意識別

2024（令和6）年 国民生活基礎調査の参考情報

1 標本抽出の方法の説明

世帯票・健康票（健康票は大規模調査年のみ）

- (1) 抽出方法は、国勢調査区（後置番号 1 又は 8）を抽出単位とする層化集落抽出である。
- (2) 調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。
- (3) 大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。

所得票・貯蓄票（貯蓄票は大規模調査年のみ）

- (1) 抽出方法は、一段目を国勢調査区（抽出結果は世帯票調査区）、二段目を国勢調査区（抽出結果は所得票・貯蓄票調査単位区を含む後置番号 1 の世帯票調査区）、三段目を単位区（抽出結果は所得票・貯蓄票調査単位区）を抽出単位とする層化三段抽出である。
- (2) 調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。
- (3) 都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように、所得票・貯蓄票単位区を含む国勢調査区を系統抽出している。
- (4) (3) で抽出した調査区から、1 調査区当たり 1 単位区ずつ、調査単位区を無作為抽出している。

介護票（大規模調査年のみ）

- (1) 抽出方法は、一段目を国勢調査区（抽出結果は世帯票調査区）、二段目を国勢調査区（抽出結果は介護票調査区）を抽出単位とする層化二段抽出である。
- (2) 調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。
- (3) 都道府県・指定都市ごとの世帯票調査区数に比例するように、介護票調査地区を系統抽出している。

（注：1「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね 50 人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域をいう。

2「層化集落抽出」とは、次を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor09>（厚生労働省 HP）

→[国民生活基礎調査の集落抽出法について](#) [350KB]

3「単位区」とは、統計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

2 復元推計（推計方法）の説明

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor09>（厚生労働省 HP）

→「[令和3年（簡易調査）](#)」 [556KB]参照（P.1～3）参照

3 目標精度、回収率の説明

（ア）目標精度

本調査の都道府県別世帯数については、標準誤差率を概ね2～3%程度に設定している。

（参考）前回簡易調査年（2021（令和3）年）の標準誤差及び標準誤差率

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21tyousa.html#anchor09>（厚生労働省 HP）

→「[令和3年（簡易調査）](#)」 [556KB]（P.4～8）参照

（イ）回収率

前回簡易調査年（2021（令和3）年）の調査客体数等は、次のとおり

	調 査 客 体 数	回 収 客 体 数	集 計 客 体 数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票	63 089世帯	42 814世帯	42 717世帯
所得票	8 042世帯	5 240世帯	5 142世帯